

番 号 : 19a00984

国 名 : パキスタン国

担当部署 : 社会基盤・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

件名 : ジェンダーに基づく暴力課題に係る情報収集・確認調査 (ジェンダー分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : ジェンダー分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2020年1月上旬から2020年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.85M/M、現地 0.83M/M、合計 1.68M/M
- (3) 業務日数 :    準備期間    現地業務期間    整理期間  
                    7日                      25日                      10日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月18日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
                    郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービ  
                    ル)(いずれも提出期限時刻必着)  
                    提出方法等詳細については以下をご覧ください。  
                    JICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報 公告・公示  
                    情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独  
                    型) >業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き)  
                    ([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf))  
                    なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、  
                    ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 選定結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ  
                    ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年12月27日(金)  
                    までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 15点
    - ③語学力 15点
    - ④その他学位、資格等 10点
- (計100点)

類似業務：	ジェンダーに係る各種調査
対象国／類似地域：	パキスタン／全途上国
語学の種類：	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

近年、ジェンダーに基づく暴力（Sexual and Gender Based Violence: SGBV）の撤廃に向けた国際社会の認識が高まっている。国連安全保障理事会においては、2000年以降、国連安全保障理事会決議第1325号「女性・平和・安全保障」（2000年10月）を契機に、合計7つの関連決議が採択されている<sup>1</sup>。2018年のG7外相会合や、首脳会議においても、あらゆる社会におけるドメスティック・バイオレンス（DV）や性暴力、幼児婚や強制結婚、人身取引等を含むSGBVの撤廃に向けた対策強化が議論されてきている。

パキスタンでは、憲法の下男女平等が保障され、女性に対するあらゆる差別が禁止されている一方、伝統的な家父長制に基づく社会通念や規範により、女性の移動の自由や教育・保健医療へのアクセス、経済活動への参加、土地の所有や相続権などが制限されており、女性の権利が十分に保障されていない。また、女性の開発のプロセスへの参画も大きく妨げられている<sup>2</sup>。UNDPの2018年の人間開発報告書によると、パキスタンのジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index: GII）の値は0.541で159か国中133位にランクされている<sup>3</sup>。

さらに、パキスタンでは、DVや性暴力などに加え、名誉殺人や酸による攻撃、結婚持参金に関連する殺人、近親相姦、幼児婚、部族間の交換結婚など様々な形態のSGBVも大きな課題となっている。

これらの暴力に対しては、2000年代以降、犯罪行為として罰則を規定する法律も整備されてきた。しかしながら、文化や宗教を理由に暴力を正当化する考えも根強く残り、地域によってはイスラム法や各部族の慣習法が優先されるため、加害者処罰に至らない場合が多い。多くの女性が暴力被害を受けても助けを求めることが難しく、沈黙を強いられている<sup>4</sup>。

このような状況に対し、パキスタン政府は、SGBVの撤廃を優先取組課題の一つとして掲げるとともに、被害女性を適切に保護し、その自立や社会復帰を支援するための様々な行政サービスの実施推進を図ってきている。地方分権化に伴い、各州政府もシェルターの整備や<sup>5</sup>、サバイバー女性に対する識字教室や職業訓練事業などの実施

<sup>1</sup> 決議第1325号を補完する形で、2008年に決議第1820号、2009年に決議第1888号および第1889号、2010年に決議第1960号、2013年に決議第2106号、第2122号が安全保障理事会において採択されている。

<sup>2</sup> P30、パキスタン・イスラム共和国 平成26年度国別ジェンダー情報整備調査、JICA 2015

<sup>3</sup> 同指標を測る指標のうち、特に中等教育を修了した女性の割合と女性の労働参加率が、南アジア諸国と比べても著しく低い。

<sup>4</sup> 2017-2018年の同国の人口・保健実態調査（Pakistan Demographic and Health Survey 2017-18, National Institute of Population Studies）では、身体的あるいは性的暴力を受けたことのある女性の56%以上は被害について誰にも助けを求めたり打ち明けたりしたことがないと回答している

<sup>5</sup> 2015年時点の情報によると、パンジャブ州に36（各県に1）、シンド州に4、KP州に3、パロチスタン州に3か所のシェルターがある。（P34、パキスタン・イスラム共和国 平成26年度国別ジェンダー情報整備調査、JICA 2015）

を進めてきている<sup>6</sup>。一方、被害の実態に支援が十分に追いついておらず、暴力の予防や加害者処罰、被害者女性の適切な保護や自立・社会復帰に向けた取り組みの強化が優先課題の一つとなっている。

日本政府は、2013年及び2014年の国連総会での首相演説でODAによるジェンダー平等や女性のエンパワメントへの積極的な支援について表明するとともに、2015年2月に閣議決定した開発協力大綱においては、人間の安全保障や、ジェンダー平等の推進に向けた取り組みを強化する方針を掲げている。また、2015年9月には国連安保理決議1325号実施の国内行動計画「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を策定し、紛争影響地域におけるSGBVの被害者の保護や自立と社会復帰、予防や加害者処罰に向けた取り組みを強化することや、紛争予防や平和構築に向けたあらゆる意思決定レベルにおける女性の積極的な参画を推進していくことを表明している。2016年5月には「女性の活躍推進のための開発戦略」を策定するとともに、2018年には、「G7女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ」を採択した。2019年3月には、国連安保理決議第1325号の第二次行動計画も策定された。

上記国際潮流や日本政府の方針に基づき、JICAにおいても「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」を国際協力における重要な取り組み課題として位置付けるとともに、女性の平和と安全の保障に向けた取り組みを進めてきている。例えば、タイやベトナム、ミャンマーにおいて人身取引対策に取り組むとともに、様々な紛争影響地域において、紛争中に配偶者を失った女性世帯主や貧困女性、さらには難民女性や女兒の教育や健康の向上、生計向上に向けた取り組みを行ってきている。また、コンゴ民主共和国やコートジボワール、アフガニスタンなどにおいては、SGBVの被害者の保護や加害者処罰に向けた警察官の能力強化に向けた支援も実施している。他方で、SGBVの被害者の保護や自立、社会復帰を主目的とした支援の実績は未だ少ない。2018年度には、南スーダン、ルワンダ、ウガンダの3か国にて「アフリカ地域紛争影響国におけるジェンダーに基づく暴力課題への対応に係る情報収集・確認調査」を実施し、各国のSGBV被害の現状・課題に基づいた支援ニーズの確認、案件化を進めているが、SGBVの撤廃を主眼においた取り組みの拡大や質の向上が喫緊の課題となっている。

このような背景の下、本調査ではパキスタンを選定国として選定し、同国のSGBVに係る現状や、政府や国際機関、NGO等による同課題への対応状況を確認し、今後のJICAによる新規案件の方向性や支援策を検討・提案することを目的として実施する。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、パキスタンのSGBV課題に関する情報収集のため以下の調査を行う。本調査は、パキスタンのSGBV課題に関する既存の調査報告書や資料等の文献調査と、現地調査による情報収集結果より、調査対象国における女性をとりまく概況や基礎指標データなどジェンダー関連の最新の情報を包括的にとりまとめることとする。

現地調査の対象地域については、JICA安全対策措置を踏まえ、イスラマバード首都圏、パンジャブ州（ラホール及び周辺）、シンド州（カラチ及び周辺）を想定している。各地での調査日数としては、イスラマバード首都圏1週間程度、パンジャブ州

<sup>6</sup> P35、パキスタン・イスラム共和国 平成26年度国別ジェンダー情報整備調査、JICA 2015

1週間程度、シンド州1週間程度、最後にイスラマバード首都圏で事務所・大使館報告といったスケジュールを想定している。

なお、現地調査の実施にかかる各種業務の補助を行うローカルコンサルタントを1名パキスタン事務所にて備上予定である。ローカルコンサルタントのTORは資料収集、訪問先のリストアップおよび訪問にかかる各種調整、面談記録の作成、報告書作成等を含み、現地調査に全日程同行することを想定している。

(1) 国内準備期間 (2020年1月上旬～中旬)

- ① JICA 社会基盤・平和構築部および他関連部署との打合せおよび関連資料レビューを通じ、本調査の背景、目的、方針を踏まえた全体調査方針を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部の了承を得る。
- ② 以下の項目に係る国内で収集可能な文献・報告書レビュー及び関係者へのインタビューを行い、データ及び情報を整理・分析する。
  - a) パキスタンにおける SGBV 被害の実態と課題 (性暴力や DV、名誉殺人、幼児婚、セクシャル・ハラスメントなどの被害状況を含む)
  - b) SGBV 課題への対応に関するパキスタン政府の法・政策・制度の整備状況、戦略や行動計画 (国連安保理決議第 1325 号の国内行動計画を含む) 等の内容
  - c) パキスタンにおける SGBV の課題に対する政府による取り組み方針や実施体制、取り組みの現状や課題 (①被害者の保護、②自立・社会復帰、③暴力の予防、④加害者処罰の 4 側面における取り組みの現状と課題を分析する)
  - d) パキスタンにおける他ドナーや国連機関、NGO を含む民間による SGBV 課題への支援状況 (支援戦略やアプローチ、事業内容、成果と課題、グッドプラクティス等)
  - e) パキスタンにおける既存の JICA 事業による課題への取り組み状況、被害者の保護や自立、社会復帰支援に活用できる JICA 事業関連のリソース
- ③ 上記①、②を踏まえ、(i)調査計画 (調査手法、調査対象地域等を含む)、(ii) 調査グリッド、(iii)訪問先リスト、(iv)日程案 (以上すべて和文・英文) 及び(v) 調査説明用資料、(vi)質問票 (以上英文) を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部および JICA パキスタン事務所に提出し、了承を得る。
- ④ 対処方針会議に参加する。
- ⑤ JICA パキスタン事務所が備上するローカルコンサルタントへの業務指示を行う。

(2) 現地業務期間 (2020年1月下旬～2月中旬)

- ① JICA パキスタン事務所と調査方針及び日程の確認、並びに調査実施における注意事項 (治安、タブー等) について確認を行う。
- ② 調査方針に沿って、上記 (1) ② の国内作業で収集した情報を踏まえ、関連文献・資料の収集や現地関係者へのインタビューを通じて、さらに情報収集を行う。
- ③ ②で収集した情報をもとに、パキスタンおよび現地調査対象州における SGBV 課題に対する支援ニーズを抽出するとともに、有効な支援アプローチを検討

する。

- ④ JICA パキスタン事務所が備上するローカルコンサルタントへの業務指示を行う。
  - ⑤ ②、③の情報収集・分析結果を踏まえ、今後のJICA事業を通じた有効な支援案を検討し、支援概要、対象者、対象地域や事業枠組みに関する提案をとりまとめる。なお、支援案の検討に際しては、JICA支援スキームの特性や支援実績、他ドナーとの比較優位性、国内・周辺国で活用可能なリソース等を考慮し、世界銀行等含む国際機関、国連機関やNGOとの有機的な連携、また、JICAによる他分野における支援状況や計画（GBV視点の他分野への主流化の観点）を視野に入れつつ、技術協力プロジェクト、第三国研修、専門家派遣、本邦研修、無償資金協力、有償資金協力、我が国政府によるその他の支援スキーム等、様々なスキームを考慮に入れた具体的な提案を行う。
  - ⑥ パキスタンおよび調査対象州における地域や社会の特性（宗教、民族、社会規範）を踏まえ、同地域で SGBV 被害者の保護や自立、社会復帰、加害者処罰、予防、加害者処罰に向けた支援を行う際の留意事項、さらにイスラム圏において SGBV 課題への対応を行う際の示唆および関連事業を実施する際の留意点についてとりまとめる。
  - ⑦ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICA パキスタン事務所に現地調査結果を報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2020年2月下旬～3月上旬）
- ① 収集資料を整理・分析し、調査結果の取りまとめを行い、報告書（和文）ドラフトを作成する。
  - ② JICA 本部にて調査結果報告及び報告書（和文）ドラフト内容の説明を行う。
  - ③ JICA 社会基盤・平和構築部及び他関連部署に内容確認を行い、各部署からのコメントに対応し、報告書（和文）を完成させる。
  - ④ 報告書（和文）の内容に従い、報告書（英文）ドラフトを作成する。
  - ⑤ JICA 社会基盤・平和構築部及び他関連部署に報告書（英文）ドラフトの内容確認を行い、報告書（英文）を完成させる。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 面談記録（面談終了後速やかに面談記録を作成し、JICA社会基盤・平和構築部及びJICA現地事務所に電子データで提出する）
- (2) 現地業務結果報告書（英文）（現地業務終了時に現地関係者に現地調査の結果を共有する。製本の必要はありません。）
- (3) ジェンダーに基づく暴力課題に係る情報収集・確認調査報告書  
和文及び英文各3部（簡易製本）  
電子データ（CD-R）2枚  
※報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。  
※英文の成果品に関しては、英文を母国語とする人が違和感なく理解できる仕上がりとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒イスラマバード⇒成田を標準とします。

### (2) 本案件の見積もりは、上記ガイドラインの業務実施契約（単独型）見積書「様式（単独型・不課税化対象案件用）」を用いて積算してください。

### (3) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>

### (4) 一般管理費等率

本案件は、安全面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等率の10%を上限として加算して一般管理費等を計上することができるものとします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

(ア) 現地業務期間は2020年1月下旬～2月中旬を予定していますが、現地情勢の変化等により、変更する可能性があります。

(イ) 調査実施にあたっては各国のJICA安全対策措置に従ってください（同措置により調査対象地域や活動に制約が生じ得る点に留意）。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る業務従事者は、本コンサルタントと JICA パキスタン事務所が備上するローカルコンサルタント1名の予定です。また、JICA 国際協力専門員（ジェンダーと開発）が現地調査の一部日程に同行する可能性があります。

#### ③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両およびセキュリティエスコートの提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

適宜サポートします

カ) 執務スペースの提供

なし

キ) 携帯電話の貸与  
あり

(2) 参考資料

- ① 本業務に関連する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。  
パキスタン・イスラム共和国 平成26年度国別ジェンダー 情報整備調査  
[https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/reports/ku57pq00002hdv3w-att/pak\\_2015.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/reports/ku57pq00002hdv3w-att/pak_2015.pdf)  
アフリカ地域紛争影響国におけるジェンダーに基づく暴力課題への対応に係る情報収集・確認調査報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041594.html>
- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
  - イ) 提供依頼メール：
    - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
    - ・本文：以下の同意文を含めてください。  
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 能力強化研修「ジェンダー主流化」を受講していることが望ましい。
- ② 複数従事者の提案禁止  
業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 安全管理  
現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAパキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 不正腐敗の防止  
本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報

相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

⑤ 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上